

## 会 議 記 録

会議名 産業教育常任委員会

開催日 平成30年6月20日(水) 開会 午前10時00分

閉会 午前10時50分

出席者 委 員 委員長 平池 紘 士  
小 平 啓 佑 川 上 均 坂 東 一 敏  
茂 呂 健 市 広 瀬 義 明 小 堀 良 江  
議 長 大阿久 岩 人  
傍 聴 者 森 戸 雅 孝 浅 野 貴 之 大 浦 兼 政  
古 沢 ちい子 大 谷 好 一 青 木 一 男  
内 海 成 和 小久保 かおる 針 谷 育 造  
入 野 登志子 千 葉 正 弘 白 石 幹 男  
福 富 善 明 関 口 孫一郎 針 谷 正 夫  
梅 澤 米 満 福 田 裕 司 中 島 克 訓

---

事務局職員 事務局長 稲 葉 隆 造 議事課長 金 井 武 彦  
主 査 藤 澤 恭 之 主 査 高 橋 綾 子

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

産 業 振 興 部 長	高 崎	尚	之
教 育 部 長	高 橋	一	典
生 涯 学 習 部 長	鵜 飼	信	行
観 光 振 興 課 長	癸 生 川		亘
農 業 振 興 課 長	秋 間	広	行
農 林 整 備 課 長	黒 子	俊	之
大 平 産 業 振 興 課 長	大 久 保	勝	弘
藤 岡 産 業 振 興 課 長	毛 塚	政	宏
西 方 産 業 振 興 課 長	石 川	徳	和
岩 舟 産 業 振 興 課 長	苗 木		裕
学 校 教 育 課 長	大 阿 久		敦
学 校 施 設 課 長	稲 田	菊	二
生 涯 学 習 課 長	大 橋	嘉	孝
公 民 館 課 長	三 柴	浩	一
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	飯 島	正	則

平成30年第3回栃木市議会定例会  
産業教育常任委員会議事日程

平成30年6月20日 午前10時開議 全員協議会室

日程第1 議案第74号 栃木市観光情報物産館条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第67号 平成30年度栃木市一般会計補正予算（第1号）（所管関係部分）

---

◎開会及び開議の宣告

○委員長（平池紘土君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから産業教育常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

---

◎諸報告

○委員長（平池紘土君） 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

---

◎議事日程の報告

○委員長（平池紘土君） 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

---

◎議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（平池紘土君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第74号 栃木市観光情報物産館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

癸生川観光振興課長。

○観光振興課長（癸生川 亘君） おはようございます。ただいまご上程いただきました議案第74号 栃木市観光情報物産館条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案書は54ページから59ページ、議案説明書は82ページから90ページでございます。

初めに、議案説明書から説明を申し上げますので、議案説明書82ページをお開きいただきたいと思います。提案理由であります。栃木市観光情報物産館の管理運営を市直営から指定管理者に変更することに伴いまして、栃木市観光情報物産館条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決をいただきたいというものでございます。

改正の概要につきましては、1といたしまして、施設の構成に関する規定を加えること、2といたしまして、施設の利用手続及び利用制限に関する規定を加えること、3といたしまして、使用料に関する規定を加えること、4といたしまして、現況復旧に関する義務を定めること、5といたしまして、指定管理者による管理に関する規定を加えること、6といたしまして、指定管理者が行う業務の範囲を定めること、7といたしまして、指定管理者が行う管理の基準を定めること、8といたしまして、指定管理者が収受する利用料金について定めることについてでございます。

なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

改正する条例の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、恐縮ですが、83ページ、84ページをお開きいただきたいと思います。

第4条におきまして、観光情報物産館の施設その他附帯する施設の構成を示しておりまして、(1) 栃木市アンテナショップまちの駅コエド市場、2といたしまして、多目的スペースわいわい工房、3、栃木市コミュニティFM放送局演奏所の3つの規定。

第8条につきましては、利用承認といたしまして、コエド市場またはわいわい工房を利用する際に事前に市長の承認を受けなければならないことについての規定。

第9条では、利用の制限について利用を承認しない事項について。

第10条では、特別の施設等の設置をする場合、これも事前に市長の承認を受けなければならないことについて。

第11条においては、利用承認を取り消すことができる規定となっております。

恐れ入ります。85ページ、86ページをお開きいただきたいと思います。第12条では、使用料として利用者は別表に定める額の使用料を納付しなければならないこと。

第13条では、規定に定める基準に従い、使用料の減免ができること。

第14条では、利用終了時の原状回復の義務について。

第15条では、物産館の施設または附属施設器具を損傷した場合の損害賠償の義務を規定しております。

第16条では、指定管理者に物産館の管理を行わせることができる旨。

第17条では、指定管理者が行う業務の範囲を規定しているところでございます。

恐れ入ります。87ページ、88ページをお開きください。第18条では、指定管理者が行う管理の基準といたしまして、指定管理者は適正に管理を行わなければならないという規定。

第19条では、物産館の利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる規定。別表では、物産館の利用料金を施設区分、販売品目ごとに使用料金を規定しているところでございます。

89ページ、90ページをお開きいただきたいと思います。別表の備考といたしまして、面積及び利用料の端数がある場合の取り扱いについての規定でございます。

以上で議案説明書の説明を終わります。

次に、議案書の説明をいたしますので、議案書の54ページをお開きいただきたいと思います。栃木市観光情報物産館条例の一部を次のように改正するというものでございまして、改正の内容につきましては、先ほど新旧対照表により説明したとおりでございますので、ここでの説明は省略させていただきます。

59ページ、附則でございますけれども、この条例は、来年、平成31年4月1日から施行したいというものであります。

以上で説明を終わらせていただきたいと思います。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○委員長（平池紘土君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

広瀬委員長。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘土君） 委員長ではない、広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 私の委員長は2年前に終わっております。

今回コエド市場のほうで指定管理を導入するに当たって条例の改正が必要だということでございます。今までの委託方式から指定管理を導入する理由、そういったところについてお伺いをしたいと思います。

○委員長（平池紘土君） 癸生川課長。

○観光振興課長（癸生川 亘君） いわゆる観光情報物産館コエド市場につきましては、中心市街地の空き店舗になるところの利活用ということで、至急整備をして中心市街地の活性化にいとまをつくってはいけないということで、当初3年前ですか、市のほうで直営で委託を始めたところなんです。利用状況を勘案して指定管理者になれるかどうかということと、あと利用者の中から少し市のほうでやっている場合に使い勝手も悪い部分があるのではないかと。具体的には、そこを占用して物販の販売なんかもできるような制度の改正というものが必要ではないかということを見極めて、3年間の状況を見て、来年の4月から指定管理者で、その利用サービスを拡大しながら、また収益も確保しながら、その運営を民間のノウハウで管理していただきたいというもので、今年2月に議員の皆様へ一旦ご説明を差し上げて、ご了解いただいているというような経緯でございます。

以上です。

○委員長（平池紘土君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 今、コエド市場は委託でやっていただいておりますが、この業者さんは委託を受けていただくに当たりまして、市のほうが十二分に実力のある、実績のある業者であるということで、現在行われているわけでございます。民間のノウハウといいますが、さまざまな手法があるかと思うのですけれども、現状委託で行っていて足りない点、そしてこれからの課題、どのように捉えていらっしゃるでしょうか。

○委員長（平池紘土君） 癸生川課長。

○観光振興課長（癸生川 亘君） 大変今、コエド市場は直営でやっておりますが、隣に駐車場もございまして、利用者も多いということで、好評はいただいているところであります。一方、今回3年間を見た中で、現在ポスターやパンフレットの掲示についても、現状では行政主催や後援のものに限っていると、あるいは販売会や試食会のための、そこを占用する制度がない。要するに貸し

出しする制度がないということで、できれば事前に来月、こんなイベントをやりたいのだけれども、そこを貸してもらえないかということについて要望が上がってきているということについて、応えなければならないということで、この指定管理にして条例改正することによって、そういった利用が、例えば2カ月後、3カ月後、そこでこういう実食販売会をやりますよというようなことについては、応えていけるのかなと、利用の幅が広がってくるのかなということで、指定管理者に向けて、今回条例の改正をさせていただきたいというものでございます。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 大まかな概要についてはお伺いしました。ちょっと詳細な点について幾つかお伺いしたいと思います。

今回のわいわい工房、1平方メートル当たり1日1,000円の貸し出しということになっておりましてけれども、これのわいわい工房という名目で、今までもあったわけでごさいますて、結構観光客の方が休憩所として使っているのが多かったかなと思いますけれども、現在までのわいわい工房の利用率、3年間にわたって、もしわかればお願いします。

○委員長（平池紘士君） 癸生川課長。

○観光振興課長（癸生川 亘君） 済みません。あそこは自由に、わいわい工房は使っていていまして、放送局やわいわい工房に行くときに、どれぐらい使われているのかなということについては、おおむね8割方使われているのかな、全然人がいなかったということは、ほぼ見かけていない状況かなというふうに思っていて、そこでカウンターで、きょうは何百人ですよというのは、とってはいないのが現実ですが、活発に使われている状況だなというふうには感じております。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 私も何度か足を運んでおりますけれども、わいわい工房のスペースというのは、ほかの販売品に埋もれて、ほとんど使われていなかったのではないかと、もしくは当初の設置目的以外での使用率が非常に高かったかのように考えておりますが、その辺どのようにお考えですか。

○委員長（平池紘士君） 癸生川課長。

○観光振興課長（癸生川 亘君） 特に高校生蔵部が、あそこで話し合いというか、会議のようなものを持ったり、あとは利用して、そこでお弁当なんかを買った方が、そこで食べていらっしゃるか、そういった利用の方法が一番多いのかな、あるいは観光客が来たときに、暑いまち中を歩いたときに、そこで休んでコーヒーやら、ジュースやらをお飲みになっているケースが多いのかなということで、利用の範囲を、こういう方についてというふうに定めてなくて、そこでわいわい、まさに名前のおりわいわいですね、いろいろなことで使ってほしいというフリースペースという目的で使われているのかなということ、そういう目的で設置しているのかなというふうに考えております。

したので、現在の使われ方も、そのような使われ方をしているのではないかと。当初の想定とほぼ同じかなというふうには考えております。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 当初わいわい工房というのは、ある意味、若い人たちへの自由スペースという意味合いが強かったのかなというふうには私は考えておりましたけれども、途中で使用目的が変更になり、多くの人たちに使っていただくというのは、それはそれで結構なのですが、当然若い方々、日中は学校とか、職場でおりませんので、あいているときはどのようにお使いいただいてもいいと思いますが、現状わいわい工房が、このスペースといった、はっきりとした区切りというもの、たしかあそこにはなかったのではないかと、そんなふうには考えております。新しく指定管理が入った折には、そういったスペースの区切り、はっきりとした、わいわい工房としての敷地面積の線引きというのは行われる予定なのではないでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 癸生川課長。

○観光振興課長（癸生川 亘君） 今回一応規定がなかったのですが、コエド市場ということと演奏所ということとわいわい工房ということで3カ所、この条例で規定をしたわけですが、おおむね放送局の裏側の机と椅子が置いてあるところをわいわい広場というふうには認識しております。あとはこちらで大きく物販をしているところを市場というふうには設けております。今回のわいわい工房についても、当然放送局の裏側のスペースを、今ちょっと雑然としている部分も、倉庫というか、奥に荷物を置いてある状況もございますが、そこを少し整理して利用勝手のいいというか、少し利用がもっと図られるような線引きをして、そこを有効に活用していただきたいというふうには考えております。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） わかりました。では、そのわいわい工房を使うに当たって日額が1,000円、これが1平方メートル当たりの面積で1日1,000円ということではよろしいのですよね。そうしますと、例えば今までどおり高校生蔵部等が、そこで会議を行いたいとなったとき、机や椅子を含めた占有面積というのが、例えば5人いたら5平方メートルぐらいはゆっくり使ってしまうわけです。そうすると、高校生蔵部さん等が、あそこで会議を行うに当たり5,000円の使用料を払うということではよろしいのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 癸生川課長。

○観光振興課長（癸生川 亘君） ちょっと説明が足りなかったかもしれないのですが、物販等を行う場合、そこを占有して、そこで直売会をやりたいよという業者がいた場合、そこを占有する場合には、その業者さんのほうからいただきたいというもので、日中そういうものが毎日あるわけではな



くて、使える日が多いのかなというふうに思います。高校生たちが、今もあそこに自由に集まっている部分については、それは今までどおり無料で使っていただく。占有して、そこを申請して、来月こういふので使いたいよという場合には、業者さんのほうから平米当たり1,000円頂戴をして事前にPRしていただいて、そこを貸したいという旨でございます。高校生が使う場合は無料というふうに考えております。

○委員長（平池紘士君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 高校生蔵部等が会議で使う等について無料で使わせていただける。そして、営利目的といいますか、イベントですとか、物販ですとか、そういった方々には有料で貸し出しをするということで、これは了解いたしますけれども、例えば高校生蔵部等、町の有志の皆さん方があそこでイベント等を行いたいとなったときも、そのまま平方メートル1,000円ということで、優遇措置というのはお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 癸生川課長。

○観光振興課長（癸生川 亘君） 高校生蔵部が、そこを占有して使いたいという場合には、減免規定がございまして、市主催やそれに準ずるものということで、そこを仮に高校生蔵部が自分の事業の一環として、あるいは行政にかかわるような支援をしていただけるようなイベントの場合というのは免除規定がございまして、そこは今までどおり無料でやっていただければというふうに考えております。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） あとは、料金云々の話になるのですが、コエド市場で販売品目が農産物等に関しては販売額の15%、その他に関しては40%と大きな開きがあるわけでございますけれども、この数字が違う根拠というのを教えていただきたいと思います。

○委員長（平池紘士君） 癸生川課長。

○観光振興課長（癸生川 亘君） 道の駅等々で今販売をしているときに、今、商慣習として相対で、これは何%ぐらいいただけますかということで、規定を定めているというのが一つベースにございます。それと、コエド市場のほうに売り込みがあった場合に、その業者の方が30%ぐらいはマージンで払いますよとか、そういったことを参考に40%以内というのが、今現状で、それ以上、要するに6割、8割払うという方もいらっしゃるということなので、市長が40%以内で定めた金額の範囲において、そこは支払っていただくということで、現状ちょっと参考にいたしましたのは、特に市外から売り込みに来て、こういったものを置いてもらえないかということについては35%ぐらいのマージンをいただいていたりするケースもあるようです。逆にこちらから、こういうものを置いてもらいたいのだということで、コエド市場のほうからお願いする場合は、逆にもう少し低い15%ということもあるようでございます。それらを参考にいたしますと、40%以内の額で、その管理者

が定める額ということで、今回道の駅のものを参考に、あと現状の取引を参考に、このような規定にしているところでございます。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 大体どこで売っていただいても結構高い手数料といたしますか、使用料が取られているのが現実でございまして、例えば今回コエド市場が3年前にオープンした際にもコエド市場の担当者の方が各栃木市の名産品ですとか、物産品をつくっていらっしゃる所に声をかけて品物を持ってきていただきたいということで、お話があってスタートしたものが多うございます。その中で皆さん口をそろえて言うのが、使用料が高過ぎると、全然これはうちで持っていても利益が出ない、もしくは赤字になってしまう。幾つでもないから、ではつき合いで出すかと。栃木市のアンテナショップでございましてから、栃木市の名産品、もしくは名物、銘菓といったものを置いてもらうのが主眼のはずでございましたけれども、その中で商業者が利益が出ないような、そんな手数料というのは、これはあり得ない。幾ばくかでもきちんと業者が利益が出て、その中でもっとまちへの協力体制をつくっていかうと思われるような利用料というのが、これは一番正しいのではないかと思います。40%という数字は、商業人からするとあり得ない。粗利でもこんなには利益が出るということは当然ないわけでございますので、少しでも低い使用料というものをぜひ構築していただきたいと、これは強く要望させていただきたいと思っております。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑はありませんか。

川上委員。

○委員（川上 均君） 3年たっているということなのですけれども、現在の利用人数とか、利用の売り上げですかね、その推移がどうなっているのか、どんどん上っているのかとか、そういうのがわかればお願いしたいと思っております。

あと、現在の運営……

○委員長（平池紘士君） 済みません。一問一答で。

○委員（川上 均君） はい。

○委員長（平池紘士君） 答弁を求めます。

癸生川課長。

○観光振興課長（癸生川 亘君） 利用の推移でございまして、3年間を通して利用が、ほぼ好調ではないかなというふう感じているところです。これは毎年指定管理者と同様に業務実績というのを上げていただいております、当然売り上げマイナス人件費、経営しているところの人件費と自分たちの収入を除いたときにはどれぐらいですかということで、現在800万円前後の委託料ということでやっておりますが、年々その委託料が、努力の結果、10万円、20万円ですが、年間の委託料が下がってきているというところで、もうかって、さらに努力いただいているのかなということで

あります。感覚的には3年間好調ではありますが、少しずつ利益も上がってきているのかなというふうには感じているところです。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 川上委員。

○委員（川上 均君） 委託料がどんどん減ってきているということなのですからけれども、現在数名の方が働いていらっしゃるみたいなのですからけれども、その方が指定管理者になった場合にどうなってしまうのかというか、首になってしまうとか、そういうことはどうでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 癸生川課長。

○観光振興課長（癸生川 亘君） 今回公募して、もしかすると、現在でない事業者になる可能性もあると思います。その場合に現在の、それは相手方との話になりますが、現在の方の雇用を継続してほしいという旨については申し上げたいというふうに思っております。ノウハウも今までやってきて非常にあるところ、また今勤めていただいて好評であるということも踏まえて、なるべく今の方を続けて雇用いただけないかということで申し上げていきたいというふうには考えているところです。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 川上委員。

○委員（川上 均君） 委託料800万円ということなのですからけれども、大ざっぱなお金の流れといたしますか、来年の4月から指定管理者になった場合にどんなふうなお金の流れになるのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（平池紘士君） 癸生川課長。

○観光振興課長（癸生川 亘君） 現在あそこの土地、建物については、個人の方から市がお借りしているというような状況でございます。その賃料についての支払いは、引き続き市のほうで月32万4,000円だったと思いますが、その賃料は市のほうで、そのほかの現在の委託の800万円については、新しく公募をかけた段階で、業者の中の価格の提案というのもございます。800万円ということで価格をやった場合、例えばうちは600万円のできるよとか、700万円のできるよというのも、その基準の一つに定めて、価格だけではなくて、いろいろなところで採点をしていただいて決めるという流れになっております。大まかにいきますと、土地や建物については、引き続きそのご本人と市のほうで契約をして、引き続き借りる。そのほかの管理運営については指定管理者ということで、その販売、あるいはその施設の管理についても行っていただきたいというようなことで考えております。

以上です。

○委員長（平池紘士君） よろしいですか。

○委員（川上 均君） はい。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） 省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第74号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第67号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第2、議案第67号 平成30年度栃木市一般会計補正予算（第1号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

癸生川観光振興課長。

○観光振興課長（癸生川 亘君） ただいまご上程いただきました議案第67号 平成30年度栃木市一般会計補正予算（第1号）のうち所管関係部分につきましてご説明をさせていただきます。

まず、歳出からご説明させていただきます。恐れ入りますが、補正予算書22ページ、23ページをお開きいただきたいと思います。2款1項14目、真ん中辺でございますが、諸費についてご説明いたします。補正額は30万円の増額でございます。右の欄をごらんください。国県支出金返還金（農業振興課）につきましては、平成25年度に実施いたしました国の農地集積協力金交付事業により、自家用消費以外の農地を担い手に貸し付け、離農を図る農家に対して交付した補助金を返還するものでございます。補助金の交付要件になっていました貸し付け農地の10年間の賃貸借の設定を契約途中の昨年12月末に売買目的のために解約したということで、補助金の交付要件に適合しない条件となったために補助金を全額県に返還するものでございます。

続きまして、30ページ、31ページをお開きください。6款1項3目農業振興費についてご説明いたします。補正額は463万5,000円の増額でございます。右の欄をごらんください。稲等病虫害防除事業費補助金につきましては、病虫害防除の労働力削減及び生産性の向上をより一層図るため、新

たな防除機材として使用され始めているドローンについて支援の対象にすること、また農地の集積化が進み、ラジコンヘリコプターなどによる防除面積が年々増加していることから、補助金を増額するものであります。

次のむらづくり施設管理運営事業費につきましては、静和ふれあいの郷センターの関連敷地である市有地を売却するための測量業務委託料が主なものであります。

続きまして、6款1項5目農地費につきましてはご説明いたします。補正額は2,324万3,000円の増額であります。右の欄をごらんください。県単独農業農村整備事業費（栃木）につきましては、栃木市東部土地改良区内の老朽化した用水路及び揚水機改修工事に対する補助金を増額するものであります。

次の農地耕作条件改善事業費（栃木）につきましては、国府土地改良区の老朽化した揚水機及び小山市美田東部土地改良区内の用水樋門の改修工事に対する補助金を増額するものであります。

次の県単独農業農村整備事業費（大平）につきましては、大美間土地改良区内の農業用水井戸改修工事に対する補助金を増額するものであります。

次の県単独農業農村整備事業費（藤岡）につきましては、藤岡土地改良区の老朽化した用水路の改修工事に対する補助金でございます。

次の市単独土地改良事業補助金（藤岡）につきましては、水利組合の老朽化した用水施設の改修工事に対する補助金を増額するものであります。

次の農地耕作条件改善事業費（藤岡）につきましては、思川西部土地改良区の老朽化した用水施設の改修工事に対する補助金であります。

次の県単独農業農村整備事業費（西方）につきましては、小倉堰土地改良区が管理する2カ所の農業揚水機場の水中ポンプが老朽化により機能低下をしておる状況でございまして、必要な水量を確保するため、実施する改修工事に対する補助金でございます。

次の農地耕作条件改善事業費（岩舟）につきましては、大岩藤土地改良区が実施する排水整備工事に対する補助金でございます。

続きまして、32ページ、33ページをお開きください。7款1項4目観光費についてご説明いたします。補正額は673万円の増額であります。右の欄をごらんください。とちぎ江戸料理誘客促進プロジェクト事業費につきましては、とちぎ江戸料理を活用した誘客促進事業に関する事業費でございまして、地方創生交付金を活用したとちぎ江戸料理誘客プロジェクト委託料でございます。

以上、7款1項4目観光費までの説明を終了させていただきます。

○委員長（平池紘士君） 大阿久学校教育課長。

○学校教育課長（大阿久 敦君） 続きまして、10款1項3目教育振興費につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の40、41ページをお開きください。補正額は616万6,000円の増額で

あります。右の説明欄をごらんください。上から2事業目、学校支援員派遣事業費につきましては、国の教育支援体制整備事業の採択を受け、病弱な児童に対する医療的なケアの支援を行うための特別支援教育支援員報酬が主なものであります。

次の特別支援教育事業費につきましては、国の発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業の採択を受け、特別支援教育におけるICT機器等を利用した効果的な学習指導、学習支援の方法を研究するための特別支援アセスメント協力員報酬と研究授業用備品購入費が主なものであります。

次のオリンピック・パラリンピック教育推進事業費につきましては、国のオリンピック・パラリンピック教育推進事業の採択を受け、市内小中学校の児童生徒がオリンピック、パラリンピアンとの交流体験を行うための講師謝礼が主なものであります。

続きまして、42、43ページをお開きください。2項3目学校建設費についてご説明いたします。補正額は3億5,350万円の減額であります。右の説明欄をごらんください。1行目の小学校洋式トイレ改修事業費につきましては、国の平成29年度補正予算に同改修事業が採択されたため、市の平成29年度第7次補正において予算化したことから減額するものであります。

次の小学校屋内運動場改修事業費につきましては、小学校洋式トイレ改修事業費と同様な理由により減額するものであります。

続きまして、44、45ページをお開きください。3項3目学校建設費につきましてご説明いたします。補正額は1,934万3,000円の増額であります。右の説明欄をごらんください。1行目、東陽中学校敷地拡張整備事業費につきましては、学校用地拡張に伴い建設された道路の分筆に必要な測量業務委託料であります。

次の中学校洋式トイレ改修事業費につきましては、老朽化の著しい栃木東中学校、栃木西中学校、大平南中学校におけるトイレ洋式化のための実施設計業務委託料であります。

続きまして、46、47ページをお開きください。4項1目社会教育総務費につきましてご説明いたします。補正額は500万円の増額であります。右の説明欄をごらんください。1行目、コミュニティ助成事業費につきましては、一般財団法人自治総合センターにおいて実施している平成30年度コミュニティ助成事業に申請しました伯仲南自治会のみこし整備及び第五地区コミュニティ推進協議会のパソコンほかコミュニティ活動備品整備の助成が採択されたため、同センターにおいて助成される補助金になります。

続きまして、2目公民館費につきましてご説明いたします。補正額は17万3,000円の増額であります。右の説明欄をごらんください。国府公民館管理運営費につきましては、施設点検業者の指摘により、国府公民館誘導灯のサインが点滅し、ランプ交換時期にあることが3月に判明したため、ランプ60本を交換するための維持補修費であります。

続きまして、48、49ページをお開きください。5項2目体育施設費につきましてご説明いたしま

す。補正額は2万8,000円の増額であります。右の説明欄をごらんください。体育館管理費（大平）につきましては、消防法令の基準により大平南体育館に電話を設置するための電話料であります。

以上で所管関係部分の歳出の説明を終わります。

○委員長（平池紘士君） 大橋生涯学習課長。

○生涯学習課長（大橋嘉孝君） 続きまして、歳入につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の18、19ページをお開きください。14款2項6目教育費国庫補助金につきましてご説明いたします。補正額6,175万3,000円の減額であります。1節教育総務費補助金につきまして、右の説明欄をごらんください。教育支援体制整備事業費補助金につきましては、病弱な児童に対する医療的なケアの支援を行うための国からの補助金であります。

次の2節小学校費補助金の学校施設環境改善交付金につきましては、平成29年度国の補正予算で補助が採択されたため、市の平成29年度第7次補正予算において予算化したことから減額するものであります。

次の3節中学校費補助金の学校施設環境改善交付金につきましては、平成30年度、国の当初予算で補助が採択されなかったことから減額するものであります。

次に、3項4目1節教育総務費委託金につきましてご説明いたします。補正額は435万1,000円の増額でありまして、右の欄をごらんください。オリンピック・パラリンピック教育推進事業委託金につきましては、オリンピック・パラリンピックの価値を学び、主体的、積極的に社会に参画できる人材の育成を図るため、オリンピック、パラリンピアンとの交流を図るための国からの委託金となります。

次の発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業委託金につきましては、特別支援教育におきまして、ICT機器等を利用した効果的な学習指導、学習支援の方法を研究するための国からの委託金であります。

続きまして、15款2項4目1節農業費補助金につきましてご説明いたします。補正額は1,116万2,000円の増額であります。右の欄をごらんください。土地改良事業費補助金につきましては、県単独農業農村整備事業に対する県からの補助金であります。

続きまして、20ページ、21ページをお開きください。17款1項7目1節商工費寄附金につきましてご説明いたします。補正額10万円の増額であります。右の欄をごらんください。観光費寄附金につきましては、栃木駅構内の観光案内所上部に設置してあります、吾一からくり時計の維持補修に役立ててほしいとの趣旨で、吾一からくり時計設置実行委員会から受けた寄附金であります。

次に、20款5項4目2節雑入につきましてご説明いたします。補正額630万円の増額であります。右の欄をごらんください。説明欄の2項目め、農地集積協力金返還金等（農業振興課）につきましては、平成25年度に実施しました農地集積協力金交付事業に係る県への補助金の返還金であります。

次のセミナー受講料（生涯学習課）につきましては、先ほど歳出でご説明いたしました伯仲南自

治会のみこし整備事業、第五地区コミュニティ協議会のパソコンほか、コミュニティ活動備品整備費用に対する助成金であります。

以上をもちまして、平成30年度栃木市一般会計補正予算（第1号）の所管部分の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（平池紘士君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

小平副委員長。

○副委員長（小平啓佑君） 31ページです。農林水産業費、産業振興費のむらづくり施設管理運営委託事業費、市有地測量業務委託料については、補正になった理由をお聞きしたいと思います。お願いします。

○委員長（平池紘士君） 苗木岩舟産業振興課長。

○岩舟産業振興課長（苗木 裕君） こちらにつきましては、平成29年度まで指定管理施設として農産物直売所に隣接した土地としてございました。こちらに関しまして、4月から貸し付け施設として貸し出しをするようになったところでございます。指定管理の最終的な議決をいただいた後に、こういった形で最終的に譲渡の方向性を出したものですから、当初に間に合わないで、この時期になったというようなことでございます。

○委員長（平池紘士君） 小平副委員長。

○副委員長（小平啓佑君） 済みません。譲渡、売却ということですか。失礼しました。私の理解が及ばなかった、譲渡するということですか。

○委員長（平池紘士君） 苗木課長。

○岩舟産業振興課長（苗木 裕君） 譲渡に向けた用地測量ということになります。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑ありませんか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 40ページ、41ページ、教育費、教育総務費、教育振興費の中の特別支援教育事業費、特別支援アセスメント協力員報酬118万3,000円と記載がございますけれども、特別支援のアセスメントといいますと、これは支援が必要な子供たちの先行きの希望を聞いて、それをどう周りでサポートしていくかということですが、これは協力員は何名お考えなのか、お尋ねします。



○委員長（平池紘士君） 大阿久課長。

○学校教育課長（大阿久 敦君） ただいまのところ1名で予算をとってございます。

○委員長（平池紘士君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 1名ということですが、それではデータとしてアセスメントが必要になった事例、もしくは行われた児童生徒、人数がわかればお願いしたいと思います。

○委員長（平池紘士君） 大阿久課長。

○学校教育課長（大阿久 敦君） この事業につきましては、国の発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業ということで、この認定を挙げまして、これを受けていただいている事業でございます。その中で子供たちの見取りという部分で、先ほど申し上げたアセスメント協力員というものを配置して、現在栃木中央小学校で、この事業は行っておりますが、そのアセスメント協力員については、現在確保を目指して努力しているところなのですが、なかなか資格としまして、心理職の経験でありますとか、そういった専門的知識が必要な職でもございます。ということで、各訪問に呼びかけながら、この協力員につきましては、現在まだ配置できていない状況でございます。

○委員長（平池紘士君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） おっしゃるとおり、普通の人には、なかなかやっていただける話ではございませんので、確保については非常に大変だろうなと思っております。ただ、この事業が、やはり国からの協力費の委託金であります発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業委託金からの流用でお使いになられているのでしょうか、それともこれは市単独事業としておやりになられているのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 大阿久課長。

○学校教育課長（大阿久 敦君） 委託金で行っております。

○委員長（平池紘士君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） ということは、重要性は認めていながらも、国からの委託金が出なければ、なかなか人員の増強というのはお考えいただけないのでしょうか。それとも重要性をおもんばければ、今回一般財源から支出をしてでも拡充を図っていただけるのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 大阿久課長。

○学校教育課長（大阿久 敦君） 今のご質問ですけれども、現在市内の学校には特別支援員という形での学習支援、あるいは生活支援ということで、支援員を配置しております。それ以外に今申しいただきましたアセスメントの協力員というような形での人員配置でございますが、やはり財政的な部分もございまして、なかなか市単独で配置するというのは非常に現在困難な状況ではございますが、今回の研究を進めまして、成果があるということでしたらば、今後それについて検討していきたいというふうに考えております。

○委員長（平池紘士君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 成果があるのは間違いないだろうと思います。ただ、実際今課長がおっしゃったとおり、支援員の方々にも一生懸命頑張っていただいているというのも現状でございますので、支援員の方々とアセスメント協力員の方々と連携を図りながら、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと要望させていただきます。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第67号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第67号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○委員長（平池紘士君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願います。

これをもって産業教育常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午前10時50分）